

## 確認テスト

これらの問題は、解くことを目的とはしていません。

今後業務をしていく中で必要となる知識を問う問題を厳選して回答を解説しておりますので、回答を見て理解していただきたいと思っています。

はじめは理解が難しくても、答えをひとつお読み読んで、今後の業務でお役立てください。

東近江労働基準監督署 副署長 吉川昌毅

出典：安全衛生技術試験協会ホームページ <https://www.exam.or.jp/ckohyo/>

注意：記述試験については正答の公表はされていないため、各設問に対する回答（赤字部分）は、各設問で求められている知識の習得目的に本職が参考までに作成したものです。

# 第51回 労働衛生コンサルタント試験 (健康 管理)

051017

健康管理

1/4

注：試験問題は全部で4問です。問1又は問2から1問、問3又は問4から1問、合計2問を選択して解答用紙に解答を記入してください。

問 1 我が国には職場の化学物質管理に関する様々な基準値や指標がある。これらに関して以下の設問に答えよ。

- (1) 日本産業衛生学会が勧告する化学物質の許容濃度はどのように定義されているか、時間、労働強度、ばく露濃度及び健康影響のリスクの四つの観点から述べよ。

健康な労働者が1日8時間、1週40時間、通常の労働強度のもと、有害物質にばく露されても健康影響のリスクが生じない平均ばく露濃度として許容濃度が提案されている。

- (2) 日本産業衛生学会が勧告する最大許容濃度とはどのようなものか説明せよ。また、最大許容濃度が設定される理由を述べよ。

短時間ばく露で顕著な毒性を示す化学物質には、最大許容濃度が設定される。最大許容濃度は、作業中のどの瞬間でも暴露濃度が最大許容濃度以下であれば健康影響リスクが生じないと考えられる濃度である。

- (3) 化学物質の許容濃度を比較して、許容濃度の小さい物質は許容濃度の大きい物質より毒性が強いと考えてよいか、その理由とともに述べよ。

一般的には許容濃度が小さい物質ほど、毒性が現れやすいと言えるが、物質毎に生体影響の種類は異なるので、許容濃度の値を毒性の相対尺度として用いてはいけない。

- (4) 化学物質 A 及び化学物質 B を取り扱う作業場において、個人ばく露濃度測定を行ったところ、化学物質 A は 5 ppm、化学物質 B は 30 ppm であった。化学物質 A の許容濃度が 10 ppm、化学物質 B の許容濃度が 50 ppm とすると、このばく露状態で許容濃度に相当する値を超えているか、その判断の根拠となる計算式を示して説明せよ。ただし、化学物質 A と化学物質 B の健康影響は相加的であるものとする。

2種類の化学物質にばく露される場合は、その影響は相加的であると仮定し各成分の濃度を、それらの許容濃度で除した値の和が、1を超える場合は許容濃度を超えると判断する。

設問では、Aは $5/10=0.5$ 、Bは $30/50=0.6$ で、 $0.5+0.6=1.1$ と1を超えるので許容濃度を超えていると判断する。

- (5) 労働衛生分野における生物学的(バイオロジカル)モニタリングとは何か、簡潔に述べよ。

有害物質が体内に取り込まれると代謝(化学変化)され、一部は排泄されるが一部は残る。

摂取量と排泄量の関係がわかっている場合は、排泄量の分析より体内に蓄積される量を推定できる。

このような方法で、有害物質へのばく露の程度を把握する手法を生物学的モニタリングという。

(6) ある職場で化学物質Cを扱っており、作業環境中の化学物質Cの気中濃度や化学物質Cに係る生物学的モニタリングの指標物質を測定したところ、化学物質Cの気中濃度はどのように測定しても十分低く、一方で、化学物質Cに係る生物学的モニタリングの指標物質の濃度は高かった。この原因としてどのようなことが考えられるか、二つ挙げよ。ただし、測定対象物の採取・分析に問題はないものとする。

ひとつは気中濃度を測定している場所とは別の場所でばく露している場合。もう一つは経皮吸収がある場合。素手で作業をしたり、耐性の無い手袋で作業することで手から化学物質の吸収がある場合。

(7) 作業環境管理のために管理濃度が設定されている。土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんの管理濃度は、次の式により算定される。この式のE及びQは何を表すか、それらの単位も含めて答えよ。

$$E=3.0 / (1.19Q+1)$$

E：管理濃度(mg/m<sup>3</sup>)

Q：遊離ケイ酸(結晶性シリカ)含有量(%)

Q=0の時、E=3(mg/m<sup>3</sup>)、Q=100の時、E=0.025(mg/m<sup>3</sup>)となる。

0.025(mg/m<sup>3</sup>)は、ACGIHの結晶性シリカに対するばく露限界値

(8) 作業環境管理技術の観点から管理濃度が設定されない場合がある。それはどのような場合か述べよ。

管理濃度が極めて低い場合、その工学的対策のみでは濃度低減が困難で、保護具使用を前提としているものは、管理濃度を設定していない物がある。

(9) 有機溶剤X及び有機溶剤Yからなる「混合有機溶剤」から蒸気が気中に発散するとき、ある測定点における有機溶剤Xと有機溶剤Yの気中濃度は、それぞれ、20 ppm、100 ppmであった。有機溶剤Xと有機溶剤Yの管理濃度がそれぞれ50 ppm、200 ppmであるとすると、この測定点における当該「混合有機溶剤」蒸気の気中濃度は管理濃度に相当する値を超えているといえるか、その理由とともに述べよ。

混合溶剤の管理濃度は、各成分の測定値をその管理濃度で除したものの和としてあらわされる。この換算値Cをその測定点における濃度として、単一物質の場合と同様第一評価値、第二評価値を計算し管理区分を計算する。設問の測定点では、 $20/50 + 100/200 = 0.9$  となり、1以下なので、この測定点においては管理濃度を超えていないが、場としては、複数の測定点を確認し管理濃度を決定する必要がある。

(10) 作業環境測定においてA測定のみを実施して管理区分を決める場合、第一評価値、第二評価値、管理濃度からどのようにして第一管理区分、第二管理区分、第三管理区分が決められるか、述べよ。

A測定のみで管理区分を決める時は、下記の比較で管理区分を決める。

第一評価値 < 管理濃度のとき 第一管理区分

第二評価値 ≤ 管理濃度 ≤ 第一評価値のとき 第二管理区分

管理濃度 < 第二評価値のとき 第三管理区分

# 第52回 労働安全コンサルタント試験 (化学安全)

061022

化学安全

1/6

注：試験問題は、全部で4問です。問1又は問2から1問、問3又は問4から1問、合計2問を選択して解答用紙に解答を記入してください。

問 1 化学反応プロセスの安全性を確立し爆発火災を防止するためには、原料物質、反応中間体、目的とする製品、副生する物質について、物理化学的危険性に関してリスクアセスメント等を行う必要がある。このリスクアセスメント等の実施に関連する以下の設問に答えよ。

(1) 安全データシート (SDS) の記載項目を五つ挙げ、それぞれ説明せよ。

JISZ7253 で規定する SDS の記載事項は、以下の 16 項目である。

1 化学品及び会社情報、2 危険有害性の要約、3 組成及び成分情報、4 応急措置、5 火災時の措置、6 漏出時の措置、7 取扱い及び保管上の注意、8 ばく露防止及び保護措置、9 物理的及び化学的性質、10 安定性及び反応性、11 有害性情報、12 環境影響情報、13 廃棄上の注意、14 輸送上の注意、15 適用法令、16 その他の情報

参考) 安衛法令上の記載事項と J I S で規定する記載事項の対照

労働安全衛生法令事項法第57条の2第1項	上記の JIS との対応関係
一 名称	1
二 成分及びその含有量	3
三 物理的及び化学的性質	9
四 人体に及ぼす作用	11
五 貯蔵又は取扱い上の注意	7,8,13,14
六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置	4,5,6
七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項	↘
安衛則第34条の2の4	
一 法第57条の2第1項の規定による通知を行う者の氏名	1
二 危険性又は有害性の要約	2
三 安定性及び反応性	10
四 想定される用途及び当該用途における使用上の注意 (令和6年4月1日施行)	1
五 適用される法令	15
六 その他参考となる事項	16

(回答例)

回答については、JIS で規定する 16 項目中から 5 項目を挙げて、その内容を説明する。

●組成及び製品情報

通知対象物質が裾切値以上含有される場合、当該通知対象物質の名称と含有量が記載されている。成分の含有量が営業上の秘密に該当する場合の含有量の通知方法は、安衛則第 34 条の 2 の 6 第 2 項の規定によることができる。また、製品の特性上含有量に幅が生じるもの等については、濃度範囲による記載も可能である。(令和 4 年 5 月 31 日付け基発 0531 第 9 号)

●危険有害性の要約

GHS 分類及び GHS ラベル要素（絵表示又はシンボル、注意喚起語、危険有害性情報及び注意書き）が記載されている。

●有害性情報

化学物質等の有害性が示されている。取扱者が化学物質等に接触した場合に生じる健康への影響について、簡明かつ包括的な説明がされ、以下の項目の情報が記載されている。

ア 急性毒性、イ 皮膚腐食性・刺激性、ウ 眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性、エ 呼吸器感作性又は皮膚感作性、オ 生殖細胞変異原性、カ 発がん性、キ 生殖毒性、ク 特定標的臓器毒性、ケ 特定標的毒性、コ 誤えん有害性

混合物全体として有害性の試験がなされていない場合には、含有する通知対象物質の純物質としての有害性を物質ごとに記載することで差し支えないこととされている。

第 34 条の 2 の 6 第 2 項の規定によることができる。製品の特性上含有量に幅が生じるもの等については、濃度範囲による記載も可能。(令和 4 年 5 月 31 日付け基発 0531 第 9 号)

●応急措置

取るべき応急措置、絶対避けるべき行動がある場合はその内容が記載されている。情報は、吸入した場合、皮膚に付着した場合、眼に入った場合及び飲み込んだ場合に分けて記載されている。

●適用法令

特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法に該当する場合には、化学品の名称と共に該当法令の名称及びその法令に基づく規制情報が記載されている。

(2) 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)における物理化学的危険性に係る危険有害性クラスを五つ挙げよ。

GHS の危険性有害性クラス

物理化学危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関して、危険有害性クラスが設定され、それぞれどの程度の危険有害性があるか、ないか判断するための調和された分類基準が定められている。本問については、以下の物理化学的危険性 17 項目中 5 項目を挙げて回答する。

物理化学的危険性 17 項目

●爆発物●可燃性ガス（自然発火性ガス、化学的に不安定なガスを含む）●エアゾール●酸化性ガス●高圧ガス●引火性液体●可燃性固体●自己反応性化学品●自然発火性液体●自然発火性固体●自己発熱性化学品●水反応可燃性化学品●酸化性液体●酸化性固体●有機過酸化物●金属腐食性化学品●鈍性化爆発物

健康に対する有害性 10 項目

●急性毒性 ●皮膚腐食性/刺激性 ●眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 ●呼吸器感作性または皮膚感作性 ●生殖細胞変異原性 ●発がん性 ●生殖毒性特定標的臓器毒性（単回ばく露） ●特定標的臓器毒性（反復ばく露） ●誤えん有害性。

環境に対する有害性 3項目

●水生環境有害性（急性/短期） ●水生環境有害性（慢性/長期） ●オゾン層への有害性

(3) GHSに基づくラベル要素のうち、絵表示について目的と内容を説明せよ。

化学物質は世界中に流通しているものの、国によって表示内容が異なれば、化学物質を安全に製造、使用、輸送、処理、廃棄することが困難となる。化学物質の危険有害性を、世界的に統一された一定の基準に従って分類し、絵表示等を用いて分かりやすくラベルやSDSに反映させることで、災害の未然防止、人の健康や環境を保護することができること、また、化学物質の表示内容を統一することで、化学物質を安全に製造、使用、輸送、処理、廃棄することができるようになり、貿易もしやすくなることを目的として、日本を含め各国で、化学物質の分類や表示についてGHSの導入が行われている。

絵表示は9種類あり、爆弾の爆発、炎、円上の炎、ガスボンベ、腐食性、どくろ、感嘆符、健康有害性、環境の絵表示があり、危険有害性クラス及び危険有害性区分との対応は以下のとおりである。

●爆弾の爆発

爆発物(不安定爆発物、等級1.1~1.4)、自己反応性化学品(タイプA、B)、有機過酸化物(タイプA、B)

●炎

可燃性ガス(区分1)、自然発火性ガス、エアゾール(区分1、区分2)、引火性液体(区分1~3)、可燃性固体、自己反応性化学品(タイプB~F)、自然発火性液体、自然発火性固体、自己発熱性化学品、水反応可燃性化学品、有機過酸化(タイプB~F)、鈍性化爆発物

●円上の炎

酸化性ガス、酸化性液体、酸化性固体

●ガスボンベ

高压ガス

●腐食性

金属腐食性化学品、皮膚腐食性(区分1)、眼に対する重篤な損傷性(区分1)

●どくろ

急性毒性(区分1~区分3)

●感嘆符

急性毒性(区分4)、皮膚刺激性(区分2)、眼刺激性(区分2/2A)、皮膚感作性、特定標的臓器毒性(単回ばく露)(区分3)、オゾン層への有害性

●健康有害性

呼吸器感作性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性(単回ばく露)(区分1、区分2)、特定標的臓器毒性(反復ばく露)(区分1、区分2)、誤えん有害性

●環境

水生環境有害性(短期(急性)区分1、長期(慢性)区分1、長期(慢性)区分2)。

- (4) 物理化学的危険性に関するリスクの見積りの方法について、具体的な方法の例を一つ挙げて説明せよ。

労働安全衛生総合研究所「プラントプロセスのリスクアセスメント等の進め方」に基づく、化学物質の火災、爆発などを防止するためのリスクアセスメント等の実施例を挙げる。

化学物質の危険性の対するリスクアセスメント（労働安全衛生総合研究所のウェブサイト）

[https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/houkoku/houkoku\\_2021\\_03.html](https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/houkoku/houkoku_2021_03.html)

実施マニュアル [https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/houkoku/ra/RAManual-01\\_r2.pdf](https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/houkoku/ra/RAManual-01_r2.pdf)

まず、準備段階として、リスクアセスメント実施メンバーを決定し、リスクアセスメント実施に必要な情報として物質の種類(SDS)、プロセスの情報(反応条件、運転条件、物質の取扱量)、機器の情報(スペック、図面)、マニュアル関連図書類(プロセスフロー図、配管計装図、機械設備のレイアウト)、その他(事故事例、災害統計)などを収集する。引き金事象発生からプロセス災害(漏洩、火災、爆発、破裂)発生に至るシナリオを検討するためにリスクアセスメント等の記録シートを用意する。記録シートは労働安全衛生総合研究所のホームページで配布されているので、それを活用する。プロセス災害防止のためのリスクアセスメントの進め方としては次の3つのステップがある。

#### STEP1

まず STEP1 は取り扱い物質及びプロセスの危険源の把握である。リスクアセスメントの対象となる化学物質及びプロセスに関する質問に答えることで、どのような危険性を有するか、どのようなプロセス災害を引き起こす可能性があるかを事前に把握し結果を記録シートに記載する。

#### STEP2

STEP2 はリスクアセスメントの実施(リスクアセスメントとリスク低減措置の検討)である。Step1の結果をもとに①潜在する危険を顕在化させる引き金事象を特定するとともに引き金事象からプロセス災害発生に至るシナリオを同定、②シナリオに対するリスクを見積り、許容可能なリスクレベルに到達しているかどうかを評価、③リスクレベルが高い(許容レベルを超えている)シナリオに対して追加のリスク低減措置を検討立案する。

最後に①～③を繰り返すことで様々なシナリオを同定するとともにリスクの見積り、リスク評価を行い、必要なリスク低減措置を検討する。リスク低減措置は、異常発生防止、事故発生防止、被害の極限化の順番に実施する。

#### STEP3

STEP3 はリスク低減措置の決定で、STEP2 で作成されたシナリオ毎のリスクアセスメント実施結果をリスクアセスメント等実施結果シートにまとめ、リスクレベルの高いシナリオから順番に技術面、コスト面などを踏まえ実施すべきリスク低減措置を決定する。

- (5) リスク低減対策の種類と例及びその検討の優先順位について説明せよ。

リスク低減措置の検討を行う場合、法令に定められた事項がある場合にはそれを必ず実施するとともにリスクの高いものから優先的に検討を行う。その検討実施にあたっての安全衛生対策の優先順位は以下のとおりとなる。

#### 1 本質的対策

危険作業を無くしたり見直したりして仕事の計画段階からの除去又は低減の措置をとる。

## 2 工学的対策

機械設備の防護板の設置、作業台の使用や局所排気装置などの設備的対策をとる。

## 3 管理的対策

教育訓練、作業管理等の管理的対策を行う。

## 4 個人用保護具使用

保護手袋など個人用保護具を使用する。

リスク低減措置の原則はまず根本から危険作業を無くしたり、身体への有害を見直したりすることでリスクを減らし本質安全化（質的対策）を検討することである。それらが難しいときは設備的対策（工学的対策）を検討し、さらに管理的対策を検討する。個人用保護具の使用は、上記1～3の措置を講じた場合においても、除去・低減しきれなかったリスクに対して実施するものに限られる。



# 第52回 労働衛生コンサルタント試験 (健康 管理)

061022

健康管理

1/4

注：試験問題は全部で4問です。問1又は問2から1問、問3又は問4から1問、合計2問を選択して解答用紙に解答を記入してください。

問 1 化学物質管理に関する以下の設問に答えよ。

- (1) 職場の化学物質による健康障害を防止するためには、リスクアセスメントを実施することが必要である。リスクアセスメントのステップの一つとして化学物質の有害性の特定がある。化学物質の有害性に関して、次の問に答えよ。

- ① 安全データシート（SDS）の作成目的、記載事項及び活用方法、並びに、化学物質の有害性の特定における SDS の利用の仕方について、150～200 字程度で述べよ。

安全データシートの作成目的は、当該化学物質の危険・有害性情報を取り扱う関係者へ正しく情報伝達するためにある。記載事項として危険性・有害性のクラスを GHS 分類の区分に基づき示されており、適用法令のほか取扱上の注意事項、引火点や蒸気圧など物理化学性状や許容濃度などの情報に基づき化学物質の有害性の特定に活用できる。

- ② 化学物質の発がん性に関して、国際がん研究機関（IARC）による分類がある。どのような考え方によって分類を行うかについて述べよ。また、その分類の内容はどのようなものかについて述べよ。

がんになる可能性を示した発がん性の確かさを示した指標で、がん原性の強さを示すものではない。

グループ1 発がん性がある、グループ2A おそらく発がん性がある、グループ2B 発がん性の可能性がある、グループ3 分類できない（もしくは不明のもの）、グループ4 は発がん性がないとされている。

- (2) 化学物質のリスクアセスメントには健康障害リスクを見積もるステップがある。比較的簡易にリスクの見積りができる手法としてクリエイト・シンプルがあるが、吸入ばく露を例として、リスクの見積りの方法について 100～150 字程度で述べよ。

SDS により危険有害性情報を入手し、危険性・有害性を特定のうえ、吸入ばく露による健康障害リスクの物質について、クリエイト・シンプルに使用する化学物質名を入力のうえ、取扱量や作業時間、局所排気装置の設置など作業条件を質問形式で入力すると、リスクをⅠ～Ⅳの4段階で示すとともに、推定ばく露濃度が示されて、許容濃度との比較によりリスク低減措置が必要かどうか判断することができる。

- (3) 化学物質による健康障害リスクを低減するための措置について、四つに分類し、それらを検討すべき優先順位の高い順に並べよ。ただし、法令に定められた措置がある場合にはそれを必ず実施するものとする。また、それらの措置の具体的な内容をそれぞれ 50 字程度で述べよ。

本質安全化→工学的対策→管理的対策→保護具の順

本質安全化 危険有害性の高い物質を安全な化学物質に切り替えて、危険・有害性のないものにする対策。

工学的対策 局所排気装置などを設置して、作業環境中の有害物質の濃度を下げる対策。

管理的対策 危険有害性の高い作業について、リスクの低い作業方法を定めた作業安全標準、作業手順書

を定めて、労働者に安全教育を実施するなどして遵守を図る対策

保護具 有害性の高い物質によるばく露を下げるために労働者に保護具を着用させて有害性の高い物質による個人ばく露を防ぐ対策。以上の対策が取れない場合や以上の対策と併せて実施することが望ましい。

(4) 近年、職場の化学物質に関して自律的な管理を促進する施策が進められている。このような動向に関連して次の間に答えよ。

① 健康障害が判明した時点では、原因となる化学物質が特定化学物質障害予防規則の対象ではなかったものとして、インジウム、12-ジクロロプロパン、オルト-トルイジンがある。これらの化学物質による典型的な健康障害は何か、それぞれ述べよ。

インジウム 肺疾患、肺がんのリスクがある

1,2-ジクロロプロパン 胆管がん

オルト-トルイジン 膀胱がん

② 作業環境測定の結果により第三管理区分とされた場合に実施すべき措置について、次の間に答えよ。

ア A測定とB測定による作業環境測定の結果から管理区分を決定するとき、第三管理区分となるのはどのような場合か述べよ。

A測定の第一評価値、第二評価値、B測定の結果すべてが管理濃度の数値を超えている場合

イ 第三管理区分に区分された場所について作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合等は、個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行うこととされている。個人サンプリング測定における測定方法について、A測定・B測定と対比し、250字程度で述べよ。

A測定、B測定は作業環境測定で定められた方法により、化学物質を取り扱う作業場所全体を場ととらえて統計的な評価を行うものである。そのため、A測定では作業場所の測定点は等間隔でデザインし、管理濃度との比較により95%の信頼をもって安全と評価される第一評価値、平均的に管理濃度が下回っているか評価するための第二評価値、高濃度ばく露が想定されるB測定の結果をもって評価される。個人ばく露測定は、作業者の呼吸域におけるばく露濃度を評価するので、作業環境測定のように場として評価するものではなく、個人ばく露の評価に力点が置かれているものである。

ウ 個人サンプリング測定の結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるとともに、保護具着用管理責任者を選任することが義務付けられた。呼吸用保護具の使用に当たって、有効な呼吸用保護具の選定における留意事項について箇条書きで四つ挙げよ。また、呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認の方法について述べよ。

留意事項

化学物質や粉じんなど有害性の種別に適合した呼吸用保護具を選定する。

酸素欠乏の恐れがある場所では、ろ過式の呼吸用保護具を使用しない。

ろ過式の呼吸用保護具については、吸収缶の破過時間に応じて交換時期を管理する。

作業環境中の濃度とばく露限界値による要求防護係数を満たす指定防護係数の保護具を着用する。

確認方法

適切に装着されていることを確認する試験をフィットテストと呼び、定性式検査では、被験者に保護具を着用させ、頭部から袋上のものかぶらせ、袋の中に甘味料サッカリンを入れることで、保護具を着用した被験者が甘味を感じるかどうかで漏れがないか確認するもので、定量的検査は測定器により漏れ率を測定するものである。

問 4 厚生労働省は「労働者の心の健康保持増進のための指針」を定め、職場におけるメンタルヘルス対策を推進している。メンタルヘルス対策に関する以下の設問に答えよ。

- (1) 常時使用する労働者の数が 50 人以上の規模の事業場においては、メンタルヘルス対策に取り組んでいる割合が 9 割を超えている。常時使用する労働者の数が 50 人以上の規模の事業場において実施されているメンタルヘルス対策の取組内容のうち、実施割合の最も高いものから順に二つ挙げよ。

1 位 ストレスチェック制度の実施、2 位 職場環境等の評価と改善

(参考) 令和 6 年 3 月 29 日第 1 回 ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会

資料.2 <https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001236814.pdf> スライド 21 ページ

メンタルヘルス対策の取り組み内容（事業所の規模別、2022 年）（出典）労働安全衛生調査（実態調査）

- (2) 事業者が、メンタルヘルスカケアを推進するに当たり留意すべき事項を四つ挙げ、それぞれについてその内容を簡潔に述べよ。

心の健康問題の特性

心の健康の評価については労働者本人から心身の状況に関する情報を取得する必要がある、さらに問題発生過程には個人差が大きくそのプロセスの把握が難しい。すべての労働者が心の問題を抱える可能性があるにもかかわらず、心の健康問題自体についての誤解や偏見等解決すべき問題が存在する。

労働者の個人情報の保護への配慮

メンタルヘルスカケアを進めるに当たっては、個人情報の保護及び労働者の意思の尊重に留意することが重要で、心の健康に関する情報の収集及び利用に当たって労働者の個人情報の保護への配慮は、労働者が安心してメンタルヘルスカケアに参加できること、より効果的に推進されるための条件となる。

人事労務管理との関係

労働者の心の健康は、職場配置、人事異動、職場の組織等の人事労務管理と密接に関係する要因によって大きな影響を受ける。人事労務管理と連携しなければ、適切に進まない場合が多い。

家庭・個人生活等の職場以外の問題

職場のストレス要因のみならず家庭・個人生活等の職場外のストレス要因の影響を受けている場合も多い。また、個人の要因等も心の健康問題に影響を与え、これらは相互に影響し合う場合が多い。

(参考) 労働者の心の健康の保持増進のための指針 2 メンタルヘルスカケアの基本的考え方 p 2

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001236819.pdf>

- (3) 指針により事業者に策定することが求められている「心の健康づくり計画」に関し、次の問に答えよ。

① 心の健康づくり計画の策定に当たり留意すべき事項を三つ述べよ。

計画の推進に当たっては、事業者が労働者の意見を聴きつつ事業場の実態に則した取組を行うことが必要であり、衛生委員会等において十分調査審議を行い、心の健康づくり計画を策定すること。

心の健康づくり計画の中で、事業者自らが事業場におけるメンタルヘルスクアを積極的に推進することを表明するとともに、その実施体制を確立すること。

実施状況等を適切に評価し、評価結果に基づき必要な改善を行うことにより、メンタルヘルスクアの一層の充実・向上に努めること。

(参考) 労働者の心の健康の保持増進のための指針 4 心の健康づくり計画 p3

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001236819.pdf>

② 心の健康づくり計画で定めるべき事項を五つ挙げよ。

事業者がメンタルヘルスクアを積極的に推進する旨の表明に関すること。

事業場における心の健康づくりの体制の整備に関すること。

事業場における問題点の把握及びメンタルヘルスクアの実施に関すること。

メンタルヘルスクアを行うために必要な人材の確保及び事業場外資源の活用に関すること。

労働者の健康情報の保護に関すること。

心の健康づくり計画の実施状況の評価及び計画の見直しに関すること。

その他労働者の心の健康づくりに必要な措置に関すること。以上7項目のうち5項目を回答する

(参考) 労働者の心の健康の保持増進のための指針 4 心の健康づくり計画 p3

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001236819.pdf>

(4) メンタルヘルス対策を推進するための「4つのメンタルヘルスクア」とは何か、その内容を簡潔に述べよ。

セルフケア

労働者自らが心の健康の保持増進のために行う活動。ストレスへの気づき、ストレスやメンタルヘルスに対する正しい理解、自発的な相談などを促す。

ラインケア

管理監督者が労働者の心の健康の保持増進のために行う活動。部下の事例性の把握、職場環境等の把握と改善、労働者からの相談対応、産業保険スタッフとの連携などがある

事業場内産業保健スタッフ等によるケア

事業場内産業保険スタッフ等が労働者の心の健康の保持増進のために行う活動。研修の企画・実施、職場環境等の評価・改善、セルフケアやラインケアの支援、労働者・管理監督者からの相談対応、職場復帰への支援、外部専門機関との連携などがある。

事業場外資源によるケア

個別の相談・治療、事業場内産業保険スタッフとの連携などがある。

(参考) 労働者の心の健康の保持増進のための指針 2 メンタルヘルスクアの基本的考え方 p2

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001236819.pdf>

令和6年度 労働衛生のしおり p85

(5) ストレスチェック制度について、次の問に答えよ。

① ストレスチェック制度は何を目的として実施するものか述べよ。

ストレスチェック制度は、労働者にストレスへの気づきを促すとともに、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげることで、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止（一次予防）を図ることを目的として実施するものである。

（参考）心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針 2 ストレスチェック制度の基本的な考え方 p3

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001236820.pdf>

令和6年度 労働衛生のしおり p85

② ストレスチェックにおける調査の項目の領域を三つ挙げよ。

職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目

心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目

職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目

（参考）安衛則第52条の9第1項第1号～第3号

心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針 7（1）ア ストレスチェックの定義 p6

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001236820.pdf>

③ ストレスチェックを実施することにより、労働者と事業者にもたらされる効果について、それぞれ二つ挙げよ。

事業者にもたらせる効果

社員のセルフケアへの関心度の高まり

メンタルヘルスに理解のある職場風土の醸成

労働者にもたらされる効果

自身のストレスを意識することになった

高ストレス状態に気づくことができた

（参考）ストレスチェック制度の効果的な実施と活用に向けて p4

<https://www.mhlw.go.jp/content/000917251.pdf> ストレスチェック制度による労働者のメンタルヘルス不調の予防と職場環境改善効果に関する研究」（平成27～29年度）

(6) 事業者が心の健康に関する情報を把握した場合において、これを理由とした労働者にとって一般的に合理的でない不利益な取扱いは禁止されている。その不利益な取扱いに該当するものを三つ挙げよ。

就業規則にストレスチェックの受検を義務付け、受検しない労働者に対して懲戒処分を行うこと。

ストレスチェック結果を事業者に提供することに同意しない労働者に対して、これを理由とした不利益な取扱いを行うこと。

面接指導の結果を理由として、（a）解雇すること。（b）期間を定めて雇用される者について契約の更新をしないこと。（c）退職勧奨を行うこと。（d）不当な動機・目的をもってなされたと判断されるような配置転換又は職位（役職）の変更を命じること。（e）その他の労働契約法等の労働関係法令に違反する措置を講じること。

(参考) 心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針 10 労働者に対する不利益な取扱いの防止 p 11

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001236820.pdf>

- (7) 厚生労働省の「第 14 次労働災害防止計画」において、メンタルヘルス対策に関し計画の目標に掲げられているアウトプット指標及びアウトカム指標を述べよ。

アウトプット指標

メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を 80%以上

使用する労働者数 50 人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を 50%以上

アウトカム指標

自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を 50%

(参考) RELAX 職場における心の健康づくり～労働者の心の健康の保持増進のための指針～ p 2

[https://www.johas.go.jp/Portals/0/2023mental\\_health\\_relax.pdf](https://www.johas.go.jp/Portals/0/2023mental_health_relax.pdf)

- (8) 常時使用する労働者の数が 50 人未満の小規模事業場におけるメンタルヘルスキアの取組の留意事項を述べよ。

常時使用する労働者が 50 人未満の小規模事業場では、メンタルヘルスキアを推進するに当たって、必要な事業場内産業保健スタッフが確保できない場合が多い。このような事業場では、事業者は、衛生推進者又は安全衛生推進者を事業場内メンタルヘルス推進担当者として選任するとともに、地域産業保健センター等の事業場外資源の提供する支援等を積極的に活用し取り組むことが望ましい。また、メンタルヘルスキアの実施に当たっては、事業者はメンタルヘルスキアを積極的に実施することを表明し、セルフケア、ラインによるケアを中心として、実施可能なところから着実に取組を進めることが望ましい。

(参考) 労働者の心の健康の保持増進のための指針 小規模事業場におけるメンタルヘルスキアの取組の留意事項 p 13

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001236819.pdf>